

施策	36	生活困難者の自立及び支援				政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課		課長名	高木祥司	内線	5710	政策担当部長名	健康福祉部長 伊藤 実		
施策関係課名	子育て支援課、保健課、地域計画課									
重点施策	関連計画									

1 施策の目的

目的	対象	生活に困っている人								
	意図	課題や不安を持つ人が少なくなる 自立した生活を送ることができる。								

2 現状把握

(1)対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	見込み 28年度
	自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	292	489	1,982	2,166	1,915	2,243	2,300
	生活保護者 (中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数)	人	396	399	381	402	427	460	403
	生活保護を受けている世帯の割合	%	3.79	3.79	3.48	3.72	3.90	4.40	3.80
成果指標 成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
	生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された人の割合 本指標は、改善を測る判断基準がなく感覚的な状況で成果を把握するおそれがあること、「生活困窮者自立支援法」が制定されたことから、見直しが必要と考える。	%		98.0					99.8
	生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	27	22	43	46	45	30	35 20

(2)成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムツス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
行政	市(国・県) 生活困難者に必要な生活相談に応じる。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) 生活困難者の自立を支援する。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) 市民や事業者の福祉活動を支援する。 生活困難者へ居住の場所を提供する。	相談者数 (把握方法:成果指標の再掲) 自立支援	1,982	2,166	1,915	2,243	2,300
		生活保護者が就労した人数 母子家庭の自立支援をした数 (把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	52	27	34	29	就労 50人 母子 15人
		中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数 (把握方法:福祉課で把握)	411	434	562	411	延べ 350 人
		公営住宅の入居戸数 (把握方法:管理課で把握)(合併により変更)	751	733	709	675	800

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	生活困難者のことを良く理解する。 ボランティア活動などに参加し、生活困難者を支援する。 生活困難者は自立に向けて自助努力する。	・福祉ボランティア活動への参加者数	・飯田市でも全国同様に、様々な生活困難事案は、増加傾向にある。自立支援においては、要支援者自身が自律的な生活を送り、社会と関わっていく能力を回復あるいは確保できるような多様な面からのアプローチが必要であるが、依然として厳しい社会経済情勢のもとで、自立は容易ではない。そうしたなか、関係者は連携協力態勢を整備し、努力しながら、支援をしている。 ・生活保護法の改正による被保護者就労支援事業や生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業が平成27年度に創設される。
	福祉事業者 NPO法人	生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		
	各種団体(例: 市民団体)	生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		

3 平成26年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

計画どおり取り組めた
おおむね計画どおり
あまり取り組めなかった
達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

進んだ
ある程度進んだ
あまり進まなかった
進まなかった

4 平成26年度を取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・様々に寄せられる生活相談の個別事案に対し、生活保護制度の適正な運用など必要な支援策を講じた。
 ・平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、長野県と共同で「信州パーソナル・モデル事業」として、関係機関と連携を図る中で自立相談支援事業を実施した。
 ・生活保護からの自立や生活困難者の自立支援対策を進めた一方で、生活保護世帯や生活困難事案が増加したことより、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

< 住居等の提供 >

・公営住宅、厚生住宅への入居、住宅支援給付事業や北方寮などの避難施設の利用などにより居住場所の確保に努めた。昨年度に引き続き二ツ山団地が建替え中で、入居戸数は前年度より減少した。

< 生活への援助 >

・様々に寄せられる相談の中から、生活への援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応している。
 ・低所得者に対する消費税影響緩和策として、臨時福祉給付金を対象者約15,000人に給付した。

< 就労自立の支援 >

・生活保護受給世帯、障がい者やひとり親家庭などで就労を行う者に対しては、ハローワークや障害サービス提供事業者、福祉企業センター等と協力して、支援を行っている。
 ・6カ所の福祉企業センターで151人の利用者があり、2人が一般就労した。今後も受託業務の確保、増加(収入額は約3,900万で前年度とほぼ同額)に努め安定的な運営を図り、利用者の賃金の上昇に繋げていく。

< 生活保護の実施 >

・相談の段階では生活保護受給申請の意思を尊重して対応している。生活保護受給世帯に対しては、保護制度に則り査察指導員の指導・助言のもと、担当ケースワーカーが援助方針に基づいた援助指導により適正実施に務めている。
 ・依然として高齢者世帯が多いが傷病世帯も増加傾向にある。依然として厳しい経済情勢の中で、稼働年齢層の者に対しては就労自立に務めている。
 ・中国帰国者等生活支援費受給世帯では、対象者の高齢化により支援世帯数は年々減少している。法改正により、特定配偶者に対して配偶者支援金が支給される。

< 自立生活の補助等 >

・平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、長野県と共同で「信州パーソナル・モデル事業」を実施した。生活困窮者が有する複合的な課題に対して、関係機関と連携してきめ細かな寄り添い方の支援を実施した。
 ・社会援護の取組としては、地域社会として犯罪者の更生や地域社会への移行などへの支援が求められていることから、社会を明るくする運動において「公開ケース研究会」「ミニ集会」「作文募集」などを行い、市民への啓発に務めた。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

< 施策全体として >

・生活保護制度の適切な運用や生活困窮者自立支援制度に基づく支援策を講じて、市民の生存権が保障されるように進めていく。

< 住居等の提供 >

・生活保護や生活困窮者自立支援制度の活用、公営住宅、厚生住宅や北方寮への入居などにより、居住場所の確保に努める。

< 生活への援助 >

・生活への援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応していく。

< 就労自立の支援 >

・ハローワーク、いいだ生活・就労支援センター(まいさぼ飯田)や福祉企業センター等と協力して、支援を行う。

< 生活保護の実施 >

・生活保護申請の段階では意思を尊重して対応するとともに、生活保護受給世帯に対しては保護制度に則り、査察指導員の指導、助言のもと、担当ケースワーカーが援助方針に基づき適正実施に務めていく。

・生活保護法の改正により、平成27年度より被保護者就労支援事業が創設され、就労支援員が配置される。稼働年齢層である被保護者は、稼働能力と活用する就労の場を見極める中で、就労に向けた自立支援に取り組む。

< 自立生活の補助等 >

・生活困窮者自立支援法の施行により、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくりと、包括的な支援体制づくり、自立した生活を継続するための社会資源の整備を行う。

・社会援護の取組としては、関係する機関や団体と協働して「社会を明るくする運動」を展開しながら、犯罪や非行の防止と立ち直りを地域全体で取り組む。

6 平成26年度事務事業 施策系統図

目標 施策3-6

対象
生活に困っている人

意図
課題や不安を持つ人が少なくなる
自立した生活を送ることができる

成果指標

生活困難に関する相談のうち、
相談によって状況が改善された割合

生活保護を受けている人の中で
自立した人の数

住居等の提供

生活への援助

就労自立の支援

生活保護の実施

自立生活の補助等

事務事業

市営住宅管理事業

公営住宅整備事業(ストック活用) 公営住宅整備事業(二ツ山団地建替)

厚生住宅管理運営事業

母子生活支援施設入所事業

北方寮管理運営事業

助産所入所措置事業

児童扶養手当給付事業

母子家庭等医療費給付事業

福祉医療費貸付金事業

臨時福祉給付金給付事業

今宮福祉企業センター管理運営事業

上久堅福祉企業センター管理運営事業

上郷福祉企業センター管理運営事業

上村福祉企業センター管理運営事業

鼎福祉企業センター管理運営事業

南信濃福祉企業センター管理運営事業

ひとり親家庭高等技能訓練促進事業

母子家庭自立支援給付金事業

生活保護措置事業

中国帰国者等生活支援事業(補助)

中国帰国者等生活費給付事業

総合相談補助事業

ひとり親家庭福祉推進事業

中国帰国者等生活支援事業(単独)

浮浪者行旅病人及び行旅死亡人援護事業

社会援護推進事業

社会援護推進事業(戦没者等)

生活困窮者支援事業【26新規】